議案第78号

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合規約を、別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月2日提出

加西市長 西 村 和 平

## 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合規約(昭和30年兵庫県告示第197号の12)の一部を次のように改正する。

別表第1号表中「、中播農業共済事務組合」を削る。

附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

## (審議資料)

令和2年4月1日で中播農業共済組合が兵庫県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。